

資料 1

平成25年度 第3回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成26年1月22日(水)午後1時30分～午後2時20分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、道路公園課長、土支田中央区画整理
工事担当課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認(資料1)
 - (2) 報告事項
工事入札における最低制限価格の見直しについて(資料2)
総合評価入札方式の見直しについて(資料3)
工事の入札不調について(資料4)
指名停止措置について(資料5)
 - (3) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
前回議事録の確認について
全委員了承。

工事入札における最低制限価格の見直しについて(報告)
(経理用地課長)
資料2に基づき説明。
全委員了承

総合評価入札方式の見直しについて(報告)
(経理用地課長)
資料3に基づき説明。

(委員)
建築工事の成績評定が蓄積されてきたことに伴い、総合評価入札方式を見直した
ということだが、建築工事の優良工事の表彰は考えていないのか。

(施設管理課長)
建築工事に関しては考えていない。表彰となると基準を作るのが非常に難しい。

(委員)

土木の優良工事表彰は続けていくのか。

(土支田中央区画整理工事担当課長)

現在も続けているが、平成22年度以降は対象工事が出ていない。基本的には80点以上の評点が対象となるが、最近は高い点数の評価は出ていない。

(委員)

社会貢献はどれか1項目でも欠けた場合、違う評価となるのか。

(経理用地課長)

いずれかを満たせば良い。それぞれ1点ではなく、いずれかを満たせば1点となる。

(委員)

災害協定は建築業者も結んでいるか。

(施設管理課長)

災害協定に関しては建築・設備・機械・電気等の業者と結んでいる。

(委員)

導入検討中の評価項目に関しては、どういったいきさつで検討することになったのか。

(経理用地課長)

昨年度、契約制度の見直しを行った際に、区内業者に発注しても下請けの段階で区外にいつってしまうということで、区内事業者優先発注基準の趣旨が損なわれること、および中小の下請けになるであろう事業者の方からご要望もいただいた。

区としても区内下請けの活用に対して一定の評価をしていきたいと考えている。

(委員)

今後はこの施工能力等評価点を重視していくのか。

(経理用地課長)

総合評価入札方式は23区内でも行っているが、練馬区は現状でも施工能力等評価点のウェイトが高い。今後ここを重視する流れになるのではないかと。

(委員)

この方式についてではないが、今後は公共工事の入札不調の増加が予想されると書いてあるが、こういった状況が予想されるのか。

(経理用地課長)

新聞報道等にも出ているが、大型の公共工事の入札が成立しない状況が出てきている。練馬区では大きな建築工事等では入札不調は発生していない。この入札不調傾向は今年度後半になってから顕著になってきたのだが、練馬区では大型の建築工事がこの時期はなかったためである。しかし、土木工事では一定数入札不調になっている。

震災復興の需要やオリンピックが決まったことの期待感も含めて、建築工事では工期の長いもの、金額の高いものは今後も厳しいだろうと聞いている。一部に消費税の引き上げ後は需要が下がるのではという見方もあるが、オリンピックまでは状況は厳しいだろうと考えている。国も労務単価の引き上げ等を考えているようである。

工事の入札不調について(報告)

(経理用地課長)

資料4に基づき説明。

(委員)

再入札の際には予算を変更するのか。もしくは業者を変更するのか。

(経理用地課長)

設計変更を行い、金額が変わったものもある。

(道路公園課長)

工期的な問題もあるので、仕様の一部削除や工種の見直し等を行い再度入札へ出したものもあった。

(委員)

随契の場合も内容を見直しているのか。

(道路公園課長)

基本的には随契の場合はそのままである。

(総務部長)

23区内でも大きな問題になっている状況にある。この状況が続くと大変な事態になるであろう。

(道路公園課長)

発注の時期が秋に集中したこともあり、現場代理人や作業員がいないとの意見があった。発注時期を早めにする方向で来年度以降は検討している。

労務単価が実勢価格というところでは開きがある。年6回労務単価の変更を行っているが、それでも追いついていかない。もちろん上がった分は特例措置やスライド制度で補ってはいるが、各事業者が作業員を雇う際に大きなギャップになっているのが現状である。

(経理用地課長)

詳細は未確認だが、入札予定価格について直近の労務単価で行うという話もある。例えば設計段階と実際の入札日までに期間が空いていて、その間に労務単価改定があった場合、設計の際の労務単価ではなく、入札日の直近の労務単価で積算をし直して、再公告をした上で入札することを国は考えているようである。

指名停止措置について (報告)

(事務局)

資料5に基づき説明。

(委員)

具体的には工事が終わらなかったのか。

(経理用地課長)

工事ではなく、設営の委託である。前日の段階から間に合わない可能性があったため、区の職員を導入した。たまたま当日の天候が悪く、午前中で中止となったため影響が少なかったが、職員を導入しなくてはできなかった点もあり、事業者も未履行は認めているところである。

その他

次回開催日程については、平成26年7月中旬を予定。